



平成 29 年 8 月 10 日

各位

会 社 名	株式会社構造計画研究所
代表者名	代表取締役社長 服部 正太 (JASDAQ・コード4748)
問合せ先	取締役専務執行役員 湯口 達夫
電話番号	03-5342-1142

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更、並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、及び同定時株主総会に当該移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。これに伴い、「監査等委員会設置会社」に移行後の役員人事に関し、取締役及び監査等委員である取締役候補者につきましても決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成 29 年 9 月 15 日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 9 月 15 日（金）

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である者を除く）候補者

（平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
服部 正太	代表取締役	同左
阿部 誠允	取締役	同左
澤飯 明広	取締役	同左
渡邊 太門	取締役	同左
山岡 和馬	取締役	同左
湯口 達夫	取締役	同左
水野 哲博	取締役	同左
荒木 秀朗	取締役	同左
木村 香代子	取締役	同左
郭 献群	取締役	同左
本荘 修二	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

（平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
黒木 弘聖	取締役（監査等委員）	常勤監査役
樋口 哲朗	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
中込 秀樹	社外取締役（監査等委員）	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
根本 博史	補欠社外取締役（監査等委員）	補欠社外監査役

(4) 退任予定監査役

(平成 29 年 9 月 15 日開催予定の第 59 期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
杉本 彰	常勤監査役

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、3 名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、3 名以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u></p>

<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>



<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計算</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 59 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上